

## 令和6年度 堺未来応援奨学金のお知らせ

堺未来応援奨学金は、経済的理由により修学が困難な高校生等に、奨学金を給付する制度です。  
この奨学金は、寄附金などを積み立てた「堺市奨学等基金」から給付されます。

### 1. 対象となる方

次の(1)～(2)の要件をすべて満たす方

(1) 令和6年7月1日時点で、堺市内の居住先から高等学校等へ通学している生徒であること。

※ ただし、正規の修業年限以内の者に限る

(2) 令和5年分(令和5年1～12月)の保護者等(親権者全員)の合計所得額が、基準額以下の世帯であること(下の基準額表を参照してください)。

ただし、上記(1)の方の内、生活保護(生業扶助)受給世帯又は府民税所得割額と市民税所得割額の合算額が0円(非課税)で、大阪府が実施する「奨学のための給付金(通常制度)」(裏面参照)の対象となる世帯は「堺未来応援奨学金」の対象とはなりません。

(基準額表) ※ この基準額は目安であり、世帯構成員の年齢等によって多少異なります。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
基準額 (給与収入の目安)	214万円 (332万円)	258万円 (391万円)	300万円 (442万円)	336万円 (487万円)	375万円 (536万円)

2. 給付金額 上限 60,000円(一括支給)

※ 課程等により、金額が異なります。結果通知は、12月ごろに発送します。

3. 選考人数 500名(経済的に困窮度の高い順に決定します)

4. 申請期間 7月1日(月)～10日(水)

区役所での申請は土・日除く9時～17時15分



5. 申請方法 下記いずれかの方法にて申請してください。

◆電子申請

◆郵送

ホームページより申請書をダウンロード(7月1日から可能)し、必要事項を記入のうえ、学務課(〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1)へ。7月10日消印有効

◆各区役所 企画総務課窓口

(西区役所は総務課、南区役所は区政企画室、北区役所は教育・就学相談窓口)

(持ち物) ① 生徒本人及び保護者の印鑑(ただし、本人が署名する場合は不要。)

※ 朱肉を使用する印鑑に限ります。

② 生徒本人名義の預金口座のわかるもの(通帳等)

制度の詳細や電子申請  
(7月1日から)はこちらから

大学生などを対象とした奨学金制度もあります。募集は、10月ごろです。  
独立行政法人日本学生支援機構が実施する給付型奨学金(第Ⅰ～第Ⅲ区分)を受給している方が対象です。(住所、成績要件などあり)  
詳細は、二次元バーコードからホームページをご覧ください。



<問い合わせ先> 堺市教育委員会 学務課 奨学係

TEL: 072-228-7485 FAX: 072-228-7256